

「議会基本条例及び議会改革について」

【岡本議会事務局長補佐の説明】

1. 情報公開

① インターネット中継

平成 21 年 4 月の臨時議会から、本会議録画映像のインターネット配信を、平成 21 年 9 月第 3 回定例議会から、実況映像の試験的配信を開始した。インターネット配信については、財政状況が非常に厳しいため、業者に委託（10 百万円超必要）せず、議会事務局職員が既存設備の流用やフリーソフトの活用、また生中継では、無料ライブ映像配信サービスを利用した。映像の切り貼り、中継操作も職員が行っている。無料のサービスを利用しているため、一時的に映像配信ができないことを想定して、市議会の正式なサービスではなく、試験配信という位置づけで実施している。尚、導入時期に、たまたま IT に精通した職員が居て、その人がその後、他のメンバーを教育したことから、今日まで順調に引き継がれている。

② 委員会の議事録のネット公開

取手市のホームページで、本会議、常任委員会、特別委員会および全員協議会の議事録を公開している。

③ 議案の公開

告示日の翌日に開催される議会運営委員会の翌日には、審議予定の議案をホームページに公開している。

④ 政務調査費のネットでの公開

1 人当たり年額 10 万円の政務調査費を会派に支給している。

各会派は実施した収支報告書および研修報告書を提出し、ネットで公開している。

⑤ 議案に対する賛否の公開

議案、承認事項、意見書案、請願および陳情案件のすべての賛否を公開している。表示は、賛成「○」、反対「×」、欠席「欠」、離籍等採決時不在「不」および除斥による退席「除」としている。

尚、本会議場に電子採決表示システムを導入している。費用の約 750 万円は平成 22 年度から委員会視察旅費（年額約 160 万円）を 5 年間凍結して捻出した。

⑥ ツイッター、ユーストリームの活用

議会だより「ひびき」、市ホームページ、ひびきメールに加えて、議会

情報をリアルタイムに、きめ細かく提供するためにツイッターを開始した。

## 2. 住民参加

### ① 陳情者が直接説明する機会の保障

条例制定前は休憩時間を利用して実施していたが、条例制定後は5条3項で謳っているのですが、発言の申出により実施しているが、ほとんどの陳情に関して、代表者が発言するケースが多い。

尚、条文5条3項で、「議会は」となっているのですが、陳情の代表者から、本会議場でもできるだろうと申出があり、現在、議会改革委員会（任意）で検討している。「議会は」⇒「委員会は」の方が良いのではないかと。

### ② 参考人制度の活用

陳情者が発言しているのですが、条例制定後もあまりケースがない。

### ③ 議会報告会

条例制定前から試行として実施。

会場4か所、参加者：平成22年1月・79名、5月・46名、7月・56名、11月・33名 4回開催し、参加者が少なく同じ顔ぶれの傾向があり、一時中断した。

その後、陳情採択により23年7月に一会場で開催、参加者は41名だった。基本条例により第6回目、24年5月、議会内大会議室にて開催した。参加者は23名だった。

今後の進め方については、全員協議会で検討中。

市民の声としては、報告が長く、分かりにくい、発言する時間が少ないという意見が多かった。

一時中断した際、事務局の提案で「来て、見て、知って、取手市議会」事業を立ち上げたが、効果はあまりなく、現在では機能していない状況である。

### ④ その他

本会議、委員会の傍聴については、原則として、資料は並べておいて自由に持って帰れる。予算書等の膨大なものについては貸し出している。

人数についても制限を設けていないが、本会議の場合、10数名で、委員会の陳情の時には関係者が多くなるが、議案の時はい少ない状況である。

## 3. 議会運営

### ① 一問一答方式

平成 21 年の定例会より試行し、22 年から質疑 8 分以内、一般質問は答弁も含めて、60 分以内とした。一回目は演壇で、2 回目の質問からは質問席で行う。尚、一括方式でも可で、その場合の質問回数は 3 回まで。各定例会において、一般質問をする議員は、議長を除いて 25 名全員行えるとし、実際、全員に近い人数が行っている。

② 執行部の反問権

基本条例に規定した。その前の平成 20 年の 4 回目の定例会の、特別委員会から施行した。

反問権の定義は論点整理、質問の意味を問うことにあり、坂出市議会と同じ内容である。今までに市長が、3 回反問をしている。

執行部が反問をする場合は、反問をしますと宣言をして行う。その時は質問時間は、答弁も含めて 10 分間の延長が許される。

③ 自由討議

基本条例の 11 条に規定されているように、委員会で行うことが多い。

質疑を終えて、意見の違う議員が 2 人以上いた場合に成立する。陳情の際にするケースが多く、通常は理事者がいるので討議するまでいかず、ほとんど解決している。

④ 政策条例の議員提案

今までに 2 件ある。例：平成 18 年 12 月、自転車安全利用条例、平成 20 年 10 月、環境基金設置条例

⑤ 議会基本条例制定後の問題点、課題

議長・副議長選挙について、今回、それぞれ 3 名立候補し所信表明の後、選挙した。立候補していない人への投票も可能であるが、全員立候補した人に投票した。

・基本条例 8 条・政策形成過程の説明を求めることになっているが、問題なく進められているのか？

⇒条例制定前に試行しているので特に問題ない。

・21 条の専門的知見の活用における予算措置はどうなっているのか？

⇒一応 20 万円の予算を確保しているが、各関係団体と協力して、出来るだけ安い予算で、著名人に来ていただけるよう努力している。

【所見】

1. 基本条例を制定する以前から、議会改革の意味から、議会報告会、一問一答方式等が試行され、議会改革の取組みに非常に熱心である。と同時に定例会における一般質問を、多くの議員がすることも意義がある。

2. 本議会の映像配信における、事務局職員の貢献は大なるものがある。
3. 議員の行政視察旅費の 22 年から 5 年間凍結等からして、取手市の財政状況は、法人市民税等の減少により、厳しい状況にあると思われる。そういう中、議会および議員の資質向上は、なかなか難しい環境におかれているのではないか。
4. 議会および議会事務局が非常に熱心に市民参加を唱えているが、それに対する市民の反応がもう一つというように感じる。この点を如何に解決していくかが、基本条例制定後の大きな課題だと思う。

「議会基本条例及び議会改革について」

【原議会事務局次長の説明】

1. 情報公開

- ・ 政務調査費のネット，議会報での公開

各会派の支出状況の一覧表と，政務調査費をどのように調査活動に生かしたのか，その内容をネット，議会報で公開。

- ・ 表決した議案に対する賛否の公開

平成 20 年 5 月から賛否一覧表をネット，議会報で公開。賛否の確認については，事務局がビデオと写真撮影，広報広聴委員会が各会派に最終確認をしている。

2. 住民参加

- ・ 陳情者が直接説明する機会の保障

基本条例制定当時は条文としては無く，委員会を休憩にして意見を聴取していたが，議事録に残すため，平成 23 年 3 月の改正時に制定した。

- ・ 議会報告会

会津若松市では「市民との意見交換会」として 5 月と 11 月の年 2 回，15 会場(小学校校区)で開催。

議員 30 名が 6 人ずつ 5 班に分かれ，1 回に 3 地区ずつ実施。ローテーションで順番に回り，2 年半で全地区に行く。

広報広聴・常任委員会，会派，期別，年齢を考慮の上，班を構成。

開催ごとに 200～300 の意見が出るが，広報広聴委員会で意見を整理，問題を発見し，その中から議会として取り組むべき課題を設定。

政策討論会・常任委員会で討議の上，議会の政策として市に提言，或いは条例として具現化する。その間，この経緯を市民に提示，さらに意見を聴取する。

これを「政策形成サイクル」と呼んでいるが，「市民との意見交換会」はこのサイクルの基になるものと位置付けている。

3. 議会運営

- ・ 執行部の反問権

反論までは認めていない。論点の整理と質問の背景と根拠を尋ねるにとどめている。

- ・ 自由討議

議員間討議(自由討議)をしないと議会の議決責任，市民に対する説明責任を果たせない。採決に際し，賛否は議員一人一人の意思表示だが，議決は議会としての決定。「私は」

ではなく「議会として」どう判断して議決したかが重要。

・政策討論会

全体会(緊急或いは重要な案件), 分科会(4 常任委員会の所管事項を討議), 議会制度検討委員会(市民からの議会制度への要望・提言を討議)で構成。

・議会基本条例制定後の問題点, 課題

大きな政策作りは困難な面もあるが, 各委員会でテーマを決め, 大学教授等を招いて政策を学習。その結果を当局に提言。具体的効果をあげている。

【渡部議会運営委員長の説明】

- ・ 議会の役割として ①市民とのパイプ役 ②行政のチェック役 ③政策を議会自らが提言する の3つが挙げられる。
- ・ これまでは議員一人一人が立派な一般質問をし, 会派の要望を出していたが効果はあまり望めなかった。しかし, 議会として合意形成に努め, 市長に提言を出すことによって当局も無視できなくなっている。
- ・ 「市民との意見交換会」を起点とした「政策形成サイクル」の中で各委員会(分科会)は2年間をかけて課題を研究, 政策提言を市長に提出する。平成22年度には, 第1分科会「本市財政の持続可能性はあるか」第2分科会「ごみの減量化・有料化を考える」第3分科会「地域経済活性化をどう図るか」第4分科会「溢水に強い基盤整備に向けて」を政策提言した。
- ・ 議案に対して当局から配布, 説明の後, 議員各人が精読し, 課題論点を抽出し, 各委員会で事前打ち合わせ(議員のみ), 委員会としての論点の抽出を行い本委員会に臨む。従来の当局と各議員との質疑のみでなく, 重層的な議論展開ができるようになった。

【所見】

地方議会は何のために存在するかを考えさせられた視察であった。もちろん議会は市民のために存在し, 本市においてもこれまで各議員が同じ考えでその歴史を築いてきたことは確かである。

しかしながらそれは今回の視察先である会津若松市が辿ってきた道と同様に, 議員各人対当局, 或いは各会派對当局という図式の中で築かれたものである。

会津若松市においては議会改革に臨み, 「市民との意見交換会」を起点として, 市民が市政に何を望み, 何を課題と考えているのかを分析し, 市民の課題を議会の課題として取り上げ, 膨大な時間と努力を重ねて議会の合意を形成し, 議会の政策提言として市長に提出。議会対当局という図式を作り上げた。

二元代表制の本来の姿を勉強させていただいた。